

〇県・市町の施策に対する提言 10件

情報提供

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管課	所管課の検討結果		
					制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
1	立地適正化計画制度の推進 (駅周辺の容積率緩和を可能とする都市計画決定の推進)	駅周辺の中心市街地における人口増加策として、商業と中高層共同住宅の立体複合開発を容易にするため、駅周辺の容積率が緩和されるよう都市計画決定を求める。	静岡県都市開発協会	静岡市	「静岡市立地適正化計画」に基づき、コンパクトで暮らしやすく、魅力あるまちづくりを進めている。その施策の一つとして、集約化拠点形成区域において、公開空地の創出や都市に必要な施設の整備等の公共貢献を伴う都市開発には「高度利用地区」、「高度利用型地区計画」の制度を利用した容積率の緩和を行っている。	現行制度内で対応可能と確認	現行制度において、駅周辺(集約化拠点形成区域)の開発に対して、容積率緩和が可能であり、その緩和基準の中に「住戸の整備」の項目もある。
2	立地適正化計画制度の推進 (各市町の広域連携による都市機能の分担推進)	各市町の立地適正化計画は、隣接自治体との広域かつ連携したプラン策定が必要であり、公共投資の無駄を排すためにも、都市機能の配置は、各市町が広域で連携して役割分担すべきである。	静岡県都市開発協会	県都市計画課	立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、市町村が策定する。 ○計画では「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定する。	現行制度内で対応可能と確認	複数市町による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、当該圏域における都市機能を一定の役割分担の下で連携・整備し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図ることは重要であるため、複数の市町が共同して立地適正化計画を策定することが出来る。(R2法改正で明確化) 県では、土木事務所単位で「都市計画区域広域連絡協議会」を設置しており、立地適正化計画の策定等、市町が進めるコンパクトシティ化の取組を積極的に支援している。
3	立地適正化計画制度の推進 (パークアンドライド、カーシェアリングの推進)	高齢化社会への備えとして、公共交通インフラを補完するパークアンドライド、カーシェアリングの推進を求める。	静岡県都市開発協会	県都市計画課	○計画に基づき、誘導を行うための施策に取り組むと共に、誘導区域外における一定規模以上の住宅開発等を届出・勧告により緩やかにコントロールする。 ○併せて、区域内へのインセンティブによる積極的な施設の誘導を行う。	現行制度内で対応可能と確認	立地適正化計画では、地域交通網形成計画と併せて、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策について検討することが出来る。
4	立地適正化計画制度の推進 (駅から至近距離にある市街化調整区域の抜本的見直し)	駅周辺の中心市街地における人口増加策として、商業と中高層共同住宅の立体複合開発を容易にするため、駅から至近距離にある市街化調整区域の抜本的見直しによる市街化区域への編入を求める。	静岡県都市開発協会	県都市計画課	区域区分の見直しは、概ね5年に1回行う都市計画基礎調査の結果を受け、国との協議によって認められた人口及び産業フレームの範囲内で行っている。	現行制度内で対応可能と確認	国との協議で認められたフレームの範囲内で、計画的な市街地整備が確実であり、上位計画に位置付けられた都市像の実現に資するものについては市街化区域編入を行うことが可能である。
5	立地適正化計画制度の推進 (自転車専用レーンの整備推進)	高齢化社会への備えとして、ヨーロッパ並みの自転車専用レーン整備の推進を求める。	静岡県都市開発協会	県道路企画課	令和元年、国は、自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令を改正した	現行制度内で対応可能と確認	自転車専用通行帯の整備には多額の費用が必要となることから、優先度等を考慮し、必要に応じて対応していく。
6	開発指導及び手続きの統一化と規制緩和	各市町の「土地利用事業の適正化による指導要綱」と「静岡県開発行為技術基準」の統一化等を求める。	静岡県都市開発協会	県土地利用課	・土地利用事業に係る指導は法令で定める基準のほか、各市町における河川や道路の整備状況等に応じて設ける指導基準に基づいて行われる行政指導であり、開発許可に関しては、都市計画法で定められている。	対応困難	・土地利用事業に係る指導に関しては、市町ごとにまちづくりにとって必要と考える指導基準により行政指導を行っており、指導内容が各市町で異なることから、県において技術基準を統一することは困難である。 ・都市計画法の開発許可についても、地方自治法に基づき権限移譲された事務は、市町自らの判断と責任で実施する市町の事務となり、市町自ら必要に応じて事務取扱いの基準を作成し、対応している。このため、県は各市町に対して基準を統一するよう指導することはできない。
7	電線地中化の推進	補助金制度の創設、技術的指針の早期確立等により、諸外国と比べて立ち遅れている電線地中化の推進を求める。	静岡県都市開発協会	県道路企画課	国による補助金制度が存在する。 低コスト手法の導入については、平成31年、国は、道路の無電柱化に係る低コスト手法導入の手引きを策定し、地方自治体に通知した	現行制度内で対応可能と確認	本手引きを参考に、低コスト手法の採用等により無電柱化の推進を図る

○県・市町の施策に対する提言 10件

情報提供

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管課	所管課の検討結果		
					制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
8	マンション建設における優遇措置の実施	託児所、高齢者介護施設を併設したマンション開発に係る容積率緩和等の優遇措置の実施を求める。	静岡県都市開発協会	県都市計画課	容積率は、市町が都市計画決定する用途地域ごとに定められている。容積率の緩和手法は、現行制度においても種々定められている。	現行制度内で対応可能と確認	当該施設を立地適正化計画における都市機能誘導施設に位置付けた上で、特定用途誘導地区を都市計画決定した場合、その施設を含む建築物の容積率を緩和できる制度がある。
9	パプリカの生産拡大	国産の割合が低いパプリカの生産拡大を進め、静岡県が一大生産地になるべき。	個人	県農芸振興課	施設園芸に対する支援 1 国庫補助事業 (1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (2)産地パワーアップ事業費補助金 2 県単補助事業 (1)施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業費補助金 補助対象:鉄骨ハウス等の新設 (2)次世代施設園芸デジタル化支援事業費補助金 補助対象:複合環境制御装置の導入	条件を満たせば可能性あり	パプリカは、国内流通量の約8割を海外からの輸入に依存している中、本県においては数ha規模で生産が行われている品目である。ここ数年では、企業による農業参入の品目として検討・相談がなされた事例もある。県の補助事業では、鉄骨ハウス等の新設及び温室内環境を制御するための複合環境制御装置の導入経費を補助対象としている。令和2年度は、複合環境制御装置関係経費について活用実績がある。また、国の補助事業においては、生産施設や農産物出荷貯蔵施設等の導入を補助対象としている。このように、パプリカ栽培において活用が見込める補助事業が複数あるため、今後も活用相談に積極的に対応していく方針である。
10	立体買換え特例の対象地域拡大	三大都市圏の既成市街地等にのみ認められているマンション等における課税の特例措置の対象地域の拡大(本県への適用)を求める。	静岡県都市開発協会				国の税制に関する提案のため、国・県・市町における規制改革会議における受付対象外事項